

令和3年度事業報告書(評価票)

地域福祉課で作成した事業報告書(評価票)について、さーくるの受託法人である(福)生活クラブが自己評価を行ったものです。

A…4点、B…3点、C…2点、D…1点とし、評価委員の平均評価が2点以下の項目については改善指導を行うものいたします。

項目	評価対象	実施基準	評価基準	生活クラブ 自己 評価	評価の理由や根拠 「」…生活クラブから地域福祉課への回答 『』…地域福祉課が補足回答	今後の課題や取り組みの方針 (生活クラブによる自由記述)	委員 評価
(1) 運営体制	① 職員の 適正配置	仕様条件どおりの職種が配置されており、配置変更する際に事前報告を行っている	A: 仕様条件どおりの職種が配置されており、配置変更する際に事前報告ができていた。 B: 仕様条件どおりの職種が配置されているものの、配置変更する際に事後報告となる場合があった C: 仕様条件どおりの職種が配置されているものの、配置変更する際に事後報告となることが半数以上であった D: 仕様条件どおりの職種が配置されていなかった	A	【地域福祉課にて記載】 令和3年4月～11月 ・配置変更回数「 11 」件のうち、 事前報告が守られていた回数「 11 」件 ・配置変更理由「 配置終了5件、配置1件、分担変更5件」	今後も引き続き、配置届を事前に届け出をするよう留意していきたい。	
	② 欠員が発生した場合の 体制確保の方法	欠員が発生した場合に仕様条件の期限どおり人員補充を行っている	A: 欠員が発生しなかった、または欠員が発生した際に期間が1か月を超えることを想定し、1か月以内に補充人員の配置を行った B: 欠員が発生し、期間が1か月を超える見込みとなったまたは1か月を現に超えた場合に、地域福祉課から文書指示を受ける前に速やかに補充人員の配置を行った C: 欠員が発生し、期間が1か月を超える見込みとなったまたは1か月を現に超えた場合に、地域福祉課から文書指示を受けたのち、補充人員の配置を行った D: 欠員が発生し、期間が1か月を超える見込みとなったまたは1か月を現に超えた場合に、地域福祉課から文書指示を受けたが、補充人員の配置を行えなかった	A	【地域福祉課にて記載】 ・令和3年4月～11月 欠員職種・欠員期間(増員分を含む) 主任相談支援員「0」名欠員/1名配置 相談支援員「 0 」名欠員/7名配置 就労支援員「 0 」名欠員/1名配置 住居確保給付金担当「 0 」名欠員/1名配置 就労準備支援担当「 0 」名欠員/2名配置 家計相談支援員「 0 」名欠員/1名配置 事務職員「 0 」名欠員/2名配置 ・地域福祉課からの文書指示回数「 0 」回	今後も引き続き、欠員が発生しないよう体制維持や職員配置に留意していきたい。	

令和3年度事業報告書(評価票)

地域福祉課で作成した事業報告書(評価票)について、さーくるの受託法人である(福)生活クラブが自己評価を行ったものです。

A…4点、B…3点、C…2点、D…1点とし、評価委員の平均評価が2点以下の項目については改善指導を行うものいたします。

項目	評価対象	実施基準	評価基準	生活クラブ 自己 評価	評価の理由や根拠 「」…生活クラブから地域福祉課への回答 『』…地域福祉課が補足回答	今後の課題や取り組みの方針 (生活クラブによる自由記述)	委員 評価	
(1) 運営体制	③	時間外の体制整備	時間外に対応できる体制が整っている		<p>A: 時間外に市へ登録した緊急連絡先に着信を受けた際に、着信に気付くことができ、緊急対応が十分できている</p> <p>B: 時間外に市へ登録した緊急連絡先に着信を受けた際に、不在着信となっても、翌営業日中に折り返しできており、緊急対応ができています</p> <p>C: 時間外に市へ登録した緊急連絡先に着信を受けた際に、不在着信となり、翌営業日中に折り返しできなかったことがあった</p> <p>D: 事務所の固定電話から緊急連絡先への転送設定を失念し、対応が取れなかったことがあった</p>	<p>・令和3年4月～11月 午後5時以降又は休日に対応した件数 休日「 37 」件、夜間「 792 」件、面談「 55 」件、同行・訪問「 55 」件、電話「 524 」件</p> <p>・令和3年4月～11月 フェイス出張相談の件数 「 1 」件</p> <p>・その他、時間外対応件数</p> <p>・緊急連絡先にて対応した場合に、翌営業日に所内で情報共有する方法について 「緊急連絡があった際は、翌営業日の朝礼にて担当職員より全体へ報告を行っている」</p>	<p>就業中の方などを中心に、5時以降でないやり取りができない方がおり、個別のやり取りの上で、5時以降に連絡や面談、訪問等を実施している。一部、職員の労働時間の超過につながる場合もあり、そのあたりのバランスにも留意しながら実施していきたい。</p> <p>フェイス相談は、市役所閉庁日であり、行政手続きもできないため、希望者があまりいないと思われる。しかし、時間外での相談を希望する方はおり、随時、夜間や休日の対応をケースバイケースで実施した。当初はフェイス相談希望との問合せを受けても、メールや電話での相談も可能であることを伝えると、そちらを希望する人がほとんどであった。</p>	
	④	広報活動・制度周知	さーくる及び生活困窮者自立支援制度の周知をパンフレットやホームページ等で行っている		<p>A: さーくる及び生活困窮者自立支援制度の周知を独自のホームページで行い、かつパンフレットの配布方法を独自に工夫している</p> <p>B: さーくる及び生活困窮者自立支援制度の周知を独自のホームページで行っているが、パンフレットの配布方法を独自に工夫していない</p> <p>C: さーくる及び生活困窮者自立支援制度の周知を独自のホームページで行っていないが、パンフレットの配布方法を独自に工夫している</p> <p>D: さーくる及び生活困窮者自立支援制度の周知を独自のホームページで行っておらず、かつパンフレットの配布方法を独自に工夫していない</p>	<p>・令和3年4月～11月の「広報さーくる」の発行状況 発行回数「 1 」回 発行部数「 1200 」部 配布先「 市役所関係各課、民生委員、関係機関 」</p> <p>・独自のホームページを開設・運営している 「 はい 」 (令和4年1月に開設) ⇒いいえの場合、いつまでに行うか 「 」</p> <p>・パンフレットの配布方法についての独自の工夫 「関係各課、ハローワーク等への配架、民生委員への送付、カードサイズのさーくる紹介用紙の配布」</p>	<p>今年度はホームページを開設した。 https://funabashi-circle.jp/</p> <p>その一方、電話がつながりにくいという声を相談者や関係機関より頻繁に受けている状態が続いている。相談を受ける体制や関係機関との役割分担などの課題があると思われるので、今後検討していきたい。また電話以外のツール(メールやHP問い合わせフォーム)を活用していきたい。</p>	
	⑤	長期化した新型コロナ流行の影響による相談体制の工夫等について	(生活クラブによる自由記述)	<p>コロナ禍での困りごとの多くは経済面や就職困難であるため、就労支援や家計改善に向けた取り組みを充実させられるよう体制を組んだ。就労チームを組み、就労支援員、就労準備支援員、住居確保給付金支援員などが一体となって就労支援に向けた検討を進め、企業説明会を実施したり、無料職業紹介の案件を取ったり、具体的に動いた。</p> <p>家計改善支援事業については、1人工では限界があるため、兼務含め複数名での体制を取り、貸付に向けたあっせんや滞納税等の支払い相談、債務の法律相談などの提案等を行った。</p> <p>また、コロナ禍では来所が難しい方も多く、電話以外の方法としてオンライン面談や個別にSNSを通じたやり取りを実施している。今後は事業としてIT関係に関する費用についても計上していく必要性を感じている。</p> <p>その一方、コロナの影響ではない相談も着実に戻りつつあり、ひきこもりや家庭内不和、外国籍の方の仕事相談、刑務所出所者相談など、幅広い相談が寄せられている。コロナ禍で生活困窮者自立支援事業が国や県、市の広報で数多く発信され、広く認知されたと思われる。</p>				

/16点

令和3年度事業報告書(評価票)

地域福祉課で作成した事業報告書(評価票)について、さーくるの受託法人である(福)生活クラブが自己評価を行ったものです。

A…4点、B…3点、C…2点、D…1点とし、評価委員の平均評価が2点以下の項目については改善指導を行うものいたします。

項目	評価対象	実施基準	評価基準	生活クラブ 自己 評価	評価の理由や根拠 「」…生活クラブから地域福祉課への回答 『』…地域福祉課が補足回答	今後の課題や取り組みの方針 (生活クラブによる自由記述)	委員 評価
(2) 総合相談窓口事業の実施状況	⑥	チームアプローチの重要性	各職員が単独でケースにあたるのではなく、チームで業務にあたることを職員全員が理解しており、具体的に実行する工夫が図られている A: 単独でケースにあたるのではなく、チームで業務にあたることを職員全員が理解しており、具体的に実行する工夫が図られている B: 単独でケースにあたるのではなく、チームで業務にあたることを職員全員が理解しており、原則守られている C: 単独でケースにあたるのではなく、チームで業務にあたることを職員全員が理解しているものの、守られていないことが多い D: 単独でケースにあたるのではなく、チームで業務にあたることを職員のほとんどが理解できていない	A	・チームアプローチが行える具体的な工夫について今年度、新たに工夫した点があれば 「各職員が興味をもったテーマや課題と感じているテーマを設定し、プロジェクトチームを組んだり、有志でメンバーを組み、自主学習や他機関との意見交換を実施。これらのつながりをもとにケース対応を充実させた。」 ・現場経験の少ない職員に対するサポート方法について具体的な例等 「新規ケースへの対応は毎日のミーティングで情報共有し、対応を検討している。加えて、自分の関心のあるテーマについて学ぶ機会を研修受講やプロジェクトとしての自主勉強の機会を設定した。」	各職員が持っている情報や知識、経験やコネクションなどを最大限に活用できるよう、情報の見える化や意見交換の場を設定した。 今後は、外部機関を含めたチームアプローチが充実させられるよう、他機関との連携や協働に向けた意見交換などを実施していきたい。	
	⑦	アウトリーチ	窓口において相談を待つだけでなく、必要に応じ、対象者の課題の把握や掘り起こしに努めている A: 対象者が訪問を希望していない場合であっても、必要に応じて関係者とともにアウトリーチを実施することで、対象者の生活状況の把握に努めている B: 対象者が訪問を希望していない場合には、関係者に訪問の同意を取り付けてもらったうえでアウトリーチを実施し、対象者の生活状況の把握に努めている C: 対象者が訪問を希望していない場合には、関係者からさーくるの案内をもらい、対象者から連絡が来るのを待つ D: 対象者が訪問を希望していない場合には、関係者にアウトリーチできないと伝える	A	令和3年4月～11月 ・対象者に相談申込書の記載をしてもらうまでにアウトリーチを行った件数 「 88 」件 (参考: 令和2年度1年間の件数 「 123 」件) ・上記アウトリーチが必要となった主な理由 「 ひきこもり状態、体調不良、移動費を負担できない 」など ・利用者宅等への訪問「 34 」件 関係機関等への同行「 54 」件 (参考: 令和2年度1年間の件数 利用者宅等への訪問「 58 」件 関係機関等への同行「 65 」件)	(アウトリーチを行った事例など) ・30代男性。親に対して暴力をふるい、親が避難し単身生活をしているケース。家族との同行訪問も提案しているが、家族としては様子を見たいという意向で、まだアウトリーチに至っていない。今後、適宜状況を聞きながら、タイミングを見てアウトリーチを行う予定。 ・50代男性。新潟県内の刑務所で服役中。出所後は地元である船橋市での居住希望。千葉県の実施している再犯防止モデル事業の一環として、当該刑務所を訪問し面談。出所後に向けて調整を行っている。	

令和3年度事業報告書(評価票)

地域福祉課で作成した事業報告書(評価票)について、さーくるの受託法人である(福)生活クラブが自己評価を行ったものです。

A…4点、B…3点、C…2点、D…1点とし、評価委員の平均評価が2点以下の項目については改善指導を行うものいたします。

項目	評価対象	実施基準	評価基準	生活クラブ自己評価	評価の理由や根拠 「」…生活クラブから地域福祉課への回答 『』…地域福祉課が補足回答	今後の課題や取り組みの方針 (生活クラブによる自由記述)	委員評価
(2) 総合相談窓口事業の実施状況	⑧	各種関係機関との連携	地域の実情把握に努め、公的機関、福祉サービス提供事業者、地域で活動する各種関係機関、NPO等などと相談者のニーズをつなぐという事業の目的を理解し、遂行できている	A	<ul style="list-style-type: none"> 仕様条件に定めている会議(連絡調整会議・支援調整会議・ケース会議)以外に関係機関との関係を深める場、連携の状況について 「中核地域生活支援センター連絡協議会(例会、大会、研修会)」 「中小企業家同友会『障害者雇用と多様な働き方を考える委員会』」 「民生児童委員協議会」 「船橋市SW連絡協議会」 「船橋市居住支援協議会」 「ふなぼーと運営委員会」 「地域生活定着支援事業関係機関会議」 「母子保健・子育て支援連携庁内連絡会議」 「DV被害者支援連絡会議」 「定時制高校生応援プロジェクトおにぎりカフェ」 「家計相談勉強会(柏あいネットにて)」 「千葉県地域福祉フォーラム」 「シェルター報告会」 「生活困窮者自立支援事業初任者研修ファシリテーター」 「船橋市主任介護支援専門員研修(事業説明)」 「司法と福祉千葉モデル勉強会」 「貧困問題懇談会」 「千葉県高等学校教育研究会教育相談部会船橋地区」 「3単協での家計改善支援事業情報交換会」 「『貧困研究』座談会」 「生活困窮者自立支援事業所合同研修」 「苫小牧社会福祉協議会との意見交換(動物一時預かり事業)」 合計「 22 」件 令和3年4月～11月 ・地域連絡調整会議開催件数「1」件 地域連絡調整会議参加団体 「企業(コンビニエンスストア、人材派遣、建築等)、障害者就労移行支援事業所、商工振興課、生活困窮者自立支援事業所、特別支援学校など」	(地域連絡調整会議の実施結果による考察、12月以降の予定等) ・第1回は、求職者や採用検討中の企業向けにオンラインで開催。千葉県中小企業家同友会と共催。30名程の参加があり、企業とのつながり構築にもつながった。 ・第2回は、コロナ禍のため、動画配信。ひきこもり状態にある方への関わり方をテーマに、当事者支援家族支援をされている団体とシンポジウムを開催。2月以降に配信予定。 (主な連携先の団体など) ・地域包括支援センター、在宅介護支援センター ・ふらっと船橋、障害福祉課、障害者就業生活支援センター ・家庭児童相談室、ふなここ、保健センター、児童相談所、スクールソーシャルワーカー ・生活支援課 ・ハローワーク船橋、地域若者サポートステーション船橋 ・船橋市社会福祉協議会、トライグループ、ワーカーズコープちば ・フードバンクちば、フードバンクふなばし ・中小企業家同友会、商工振興課、各企業	
	⑨	地域関係者(民生委員、地区社会福祉協議会、町会・自治会等)との連携について	①地域関係者からつながるケースが月平均1件以上あった ②地域関係者とさーくるの職員の間では、顔の見える関係ができている ③地域が持つ社会資源(地区社会福祉協議会のサロンなど)を支援	A: ①②③いずれもできている B: ①②③のうち、いずれか2つをできている C: ①②③のうち、いずれか1つをできている D: ①②③いずれもできていない	B	令和3年4月～11月 ・新規相談受付件数(1097)件のうち、地域関係者からつながったケース数(499)件、うち、船橋市社会福祉協議会からつながったケース数(41)件 内訳: 市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会(夏見地区) 民生委員等の地区名(二和東地区、習志野台地区)	(連携についての代表事例等) ・50代母と20代娘。二人とも元夫からのDVによりうつ病発症。娘はひきこもり状態。母は働いていたが休職中。貯金を切り崩しながら生活。障害者手帳申請予定 今後の生活(経済面)と、就労ができるか、娘の将来についての不安。 生活支援コーディネータを介して、さーくるから母に連絡。さーくるの事業内容や制度などの説明を行う。娘の状況をみながら相談する時期を検討していくこととなる。

/16点

令和3年度事業報告書(評価票)

地域福祉課で作成した事業報告書(評価票)について、さーくるの受託法人である(福)生活クラブが自己評価を行ったものです。

A…4点、B…3点、C…2点、D…1点とし、評価委員の平均評価が2点以下の項目については改善指導を行うものいたします。

項目	評価対象	実施基準	評価基準	生活クラブ 自己 評価	評価の理由や根拠 「」…生活クラブから地域福祉課への回答 『』…地域福祉課が補足回答	今後の課題や取り組みの方針 (生活クラブによる自由記述)	委員 評価	
(3) 自立相談支援事業の実施状況	⑩	適切な評価・終結・再プラン	適切な評価・終結・再プランを行っている		<p>A: 相談者の状況が変化した場合、プラン期間が終わるのを待たずにモニタリングし、適切な評価・終結・再プランを行っている</p> <p>B: プラン期間終了の1か月前にモニタリングし、適切な評価・終結・再プランを行っている</p> <p>C: プラン期間内に適切な評価・終結・再プランができなかったケースが一部あった</p> <p>D: プラン期間内に適切な評価・終結・再プランができなかったケースが半数以上あった</p>	<p>・令和3年4月～11月 評価件数「 86 」件 内訳:再プラン「 24 」件、終結「 62 」件 内訳:プラン期間内に評価・再プランが行われた件数「 49 」件、 プラン期間内に評価・再プランが行われなかった件数「 37 」件</p> <p>・令和3年4月～11月 終結件数「 86 」件のうち、 連絡がつかない又は支援拒否による終結件数「 11 」件</p>	<p>就業中の方などは連絡が取りづらい面などがあり、評価が遅れてしまう場合があった。今後は、プラン終了前に対象者を通知するなど、所内でできる対策を行っていく。</p>	
	⑪	多様な就労先の開拓とあっせん	多様な就労先の開拓とあっせんを行っている		<p>A: 相談者が現れる前から、事前に企業開拓を行い、無料職業紹介事業の登録企業がある程度いる(10社以上/年間)</p> <p>B: 相談者が現れる前から、事前に企業開拓を行っているものの、無料職業紹介事業の登録企業は少ない(10社未満/年間)</p> <p>C: 相談者が実際に相談に来てから、ニーズを把握し企業開拓を行っている</p> <p>D: 企業開拓をほとんど実施していない</p>	<p>・令和3年4月～11月 企業開拓数「 13 」社 ・令和3年4月～11月 無料職業紹介事業 登録企業数「 18 」社 ・令和3年4月～11月 無料職業紹介事業利用者数「 14 」人</p>	<p>(ハローワーク等との連携や、さーくる主催の説明会等についても記載)</p> <p>生活困窮者就労自立促進事業へのつなぎ、その後の連携をハローワーク常設窓口と行った。コロナ禍の影響で外国人相談者が急増したため、外国人の採用を積極的に行っている企業への訪問を行った。 住居確保給付金を長期間または再受給している場合、職種へのこだわりが強い方が多いことから、様々な職業について紹介するため、さーくる主催の「企業説明会」を行った。今後も企画予定。 企業開拓では、無料職業紹介事業の登録事業所が月1件ペースで増加し、現在の登録件数は18社、54求人となった。 今後は、働きづらさを抱えた対象者に協力していただける企業を開拓していきたい。</p>	

令和3年度事業報告書(評価票)

地域福祉課で作成した事業報告書(評価票)について、さーくるの受託法人である(福)生活クラブが自己評価を行ったものです。

A…4点、B…3点、C…2点、D…1点とし、評価委員の平均評価が2点以下の項目については改善指導を行うものいたします。

項目	評価対象	実施基準	評価基準	生活クラブ自己評価	評価の理由や根拠 「」…生活クラブから地域福祉課への回答 『』…地域福祉課が補足回答	今後の課題や取り組みの方針 (生活クラブによる自由記述)	委員評価	
(3) 自立相談支援事業の実施状況	⑫	相談者へのフォローアップ(就労定着支援、支援経過の後追いなど)	定着支援をしっかりと行っている	A: 全ての就職者について、定着支援を行うことができています B: 全ての就職者について、定着支援のため連絡を取るが、確認が取れない場合がある C: 就職者の一部について、定着支援を行っている D: 就職者について、定着支援を行っていない	B	・令和3年4月～11月 就職者数「144」人 ・定着支援実施人数「89」人 ・定着支援実施方法 訪問「20」人、電話「479」人、メール「117」人、その他「179」人 ・定着支援を行ったおおむねの時期「就職後1か月～3か月」	就職が決定した後の定着支援を必要としない相談者もいるため、残された課題や本人の状況に応じて適宜行っている。 就労の継続については、HW窓口との連携により、就職した企業への在籍状況などを確認することがある。	
	⑬	認定就労訓練事業の利用	認定就労訓練事業の利用を効果的に行っている	A: 支援付き就労が必要な相談者に対して、独自のホームページやチラシを用いて認定就労訓練事業の積極的な利用の提案をし、認定事業所の利用率(利用事業所数/認定事業所数)が7割を超えている B: 支援付き就労が必要な相談者に対して、市のホームページやチラシを用いて認定就労訓練事業の積極的な利用の提案を行っているものの、別のサービス(障害福祉サービスの就労継続支援A型またはB型)を活用することが多い C: 支援付き就労が必要な相談者に対して、市のホームページやチラシを用いて認定就労訓練事業の積極的な利用の提案を行っておらず、別のサービス(障害福祉サービスの就労継続支援A型またはB型)を活用することが多い D: 支援付き就労が必要な利用者に対して、市のホームページやチラシを用いて認定就労訓練事業の積極的な利用の提案を行っておらず、別のサービス(障害福祉サービスの就労継続支援A型またはB型)の活用もあまり行っていない	B	令和3年4月～11月 ・認定就労訓練事業の利用件数「1」件 ・認定就労訓練事業の利用件数が少ない理由 「認定就労の認可を取っている事業所が船橋市内に少ないため、ご本人の状況にあった事業所の選択が難しいため」 ・令和3年11月末現在、認定就労訓練事業 市内事業所数「8」事業所 ・認定事業所の利用件数「1」件 ・支援付き就労が必要な相談者に対して、障害福祉サービスの就労継続支援A型またはB型につないだ件数「5」件	今年度は、船橋の介護施設で認定就労訓練事業に1名繋がったが、1日で本人が就職を拒み、就職にはつながらなかった。 認定就労訓練事業は、登録事業所数が少ないため、相談者とのマッチングがうまくいかなかった場合など、次の挑戦につなぐ機会がなくなってしまう。 障害者就労と比べ、「働きづらさを抱える方」は、立ち位置があいまいで、配慮事項を伝えても、障害者差別解消法のような法的な根拠がないため、どこまで対応すべきか企業も判断が難しいのではないだろうか。企業と相談者の理解を深めるためのツールなどを活用し、課題を共有していきたい。また、今後は、企業開拓をする中で、認定就労訓練事業についての理解を求め、一般の求人内容ではハードルが高い方が挑戦しやすい求人を企業と一緒に作っていきたい。	
	⑭	長期化した新型コロナ流行の影響による就労支援の状況について(前年度との比較など)	(生活クラブによる自由記述) ・上半期は、新型コロナの影響を受け、求職活動がうまくいかないという住居確保給付金の受給者が目立ったが、下半期に入ると正社員で就職する人が増え、受給期間も3か月～6か月で満了になる人が出てきた。ただし、求人自体が少なく、職種や業種には偏りがあるため、必ずしも受給者が希望する仕事に就けているというわけではない。また、就業の機会が減少して受給していた人もまだ元通りとまではいかないが徐々に機会が回復してきている。					

/16点

令和3年度事業報告書(評価票)

地域福祉課で作成した事業報告書(評価票)について、さーくるの受託法人である(福)生活クラブが自己評価を行ったものです。

A…4点、B…3点、C…2点、D…1点とし、評価委員の平均評価が2点以下の項目については改善指導を行うものいたします。

項目	評価対象	実施基準	評価基準	生活クラブ 自己 評価	評価の理由や根拠 「」…生活クラブから地域福祉課への回答 『』…地域福祉課が補足回答	今後の課題や取り組みの方針 (生活クラブによる自由記述)	委員 評価
(4) 住居確保給付金事業の実施状況	⑮ 住居確保給付金臨時窓口との連携について	住居確保給付事業の利用者に対して適切な支援を行っているか	A: 住居確保給付金の利用希望者はほぼ全員に対し、状況に応じて制度についてのわかりやすい説明ができ、住居確保給付金臨時窓口につなぐことができた B: 住居確保給付金の利用者のうち、半数以上に対し、状況に応じて制度についてのわかりやすい説明ができ、住居確保給付金臨時窓口につなぐことができた C: 住居確保給付金の利用希望者のうち、半数未満に対し、状況に応じて制度についてのわかりやすい説明ができ、住居確保給付金臨時窓口につなぐことができた D: 住居確保給付金の利用希望者のうち、ほとんどに対し、状況に応じて制度についてのわかりやすい説明ができず、住居確保給付金臨時窓口につなぐこと	A	・令和3年4月～11月 常用就職者数「 76 」人 内、さーくるによる支援者数「 42 」人 就業機会回復者「 22 」人の内、さーくるによる支援者数「 9 」人 ・就労支援の方法について 「 必要に応じてプランを作成し、就労自立促進事業および自立相談支援機関による就労支援を利用し就労支援を行った。また、これまでの自身の職歴の範囲の中で求職活動を行っているもののなかなか採用されない受給者が一定数いたため、企業説明会を行った。参加者からは他の業種のこともさらに知りたいというニーズがあったため、年度内に別の業種の企業を招いて行う予定である。対面での個別支援ができるようになったため、ハローワークの求人票や求人雑誌から受給者に合った求人を探し、個別に提案を行った。 」	(住居確保給付金窓口との連携について工夫した点等) 新規決定者数も落ち着き、受給者が絞られてきたことやコロナウイルス感染者数も落ち着いてきたことから、今年度はなるべく受給者に来所を促し、対面でのやりとりを基本に支援を行った。特に新規、延長、再支給が開始されるタイミングでは必ず対面で制度の説明を行い、外国籍の方も含む受給者がきちんと制度について理解し、安心して求職活動ができるように努めた。 (参考: 昨年度、課題点だった事柄) 昨年度は多数の新規決定者がいたことや主に電話やメールでのやりとりが多かったことから個別支援を行うことが困難だった。また外国籍の相談者が増え、制度内容をきちんと伝えることが課題だった。	
(5) 就労準備支援事業の実施状況	⑯ 就労体験先の開拓	多様な就労体験先の開拓を行い、利用者のニーズに合った就労体験を行っているか	A: 事前に企業開拓を行い、就労体験先の登録を定期的にしてもらっている(12社以上/年間) B: 事前に企業開拓を行っているものの、就労体験先の登録は少ない(12社未満/年間) C: 利用者が実際に利用し始めてから、ニーズを把握し企業開拓を行っている D: 企業開拓をほとんど実施していない	A	・令和3年4月～11月 企業開拓数「 13 」箇所 ・令和3年4月～11月 就労体験実施事業所数「5」箇所 ・令和3年11月末時点での就労体験先承諾合計数「5」箇所 ・令和3年11月末時点で、就労体験後に就労に至った人数「 0 」人 ・令和3年4月～11月 就労体験実施人数「6」人 就労体験延べ回数「3」回 受け入れをもらった就労体験先 「 AZファクトリー」「三和製作所」	就労準備支援事業のプログラムの中で、月に1回企業見学を企画し行ってきた。見学の申し込みにはすぐに応じてくださる企業が多く、次のステップとして就労体験をお願いしている。 相談者も実際の現場を見て、「自分でもできる」など判断しやすく、自ら進んで就労体験を申し出て実施となった。 今後、ひきこもり状態の方への支援も増えると思われ、内職のように、自宅に居ながら労働が体験できるような支援も検討していく必要がある。	
(6) 家計改善支援事業の実施状況	⑰ 自立相談支援事業との連携	自立相談支援事業と連携し、家計改善支援事業の利用を行っている	A: 家計改善支援事業の利用の有無を自立相談支援事業の相談支援員のみで判断するのではなく、必ず家計相談支援員を交えて方針を決定している B: 家計改善支援事業の利用の有無を自立相談支援事業の相談支援員のみで判断するのではなく、必要に応じて家計相談支援員を交えて方針を決定している C: 家計改善支援事業の利用の希望が判明したのち、家計状況の聴取を自立相談支援員の相談支援員と家計相談支援員が同席し行っている D: 家計相談支援事業の利用の希望が判明したのち、家計状況の聴取に自立相談支援事業の相談支援員の同席がない	B	令和3年4月～11月 ・家計改善支援事業利用件数「 17 」件 ・そのうち、家計相談支援員と自立相談支援事業の相談支援員と一緒に方針を決定した件数「 8 」件 ・評価時に家計状況が改善した件数「 4 」件 ・家計改善支援事業を利用しておらず、相談時家計表を作成した件数「 57 」件	昨年度に比べ、家計上の課題のある相談者が増え、プラン件数も増加。 さーくる相談員の中、家計改善支援員は1人工のみなので、限られた枠の中でいかに効率よく対応できるかを工夫しているが、対応しきれない面も露見している。 今後は、限られた人員でこういった体制や対応をするのがよいかを検討していきたい。	

令和3年度事業報告書(評価票)

地域福祉課で作成した事業報告書(評価票)について、さーくるの受託法人である(福)生活クラブが自己評価を行ったものです。

A…4点、B…3点、C…2点、D…1点とし、評価委員の平均評価が2点以下の項目については改善指導を行うものいたします。

項目	評価対象	実施基準	評価基準	生活クラブ 自己 評価	評価の理由や根拠 「」…生活クラブから地域福祉課への回答 『』…地域福祉課が補足回答	今後の課題や取り組みの方針 (生活クラブによる自由記述)	委員 評価
(6) 家計改善支援事業の実施状況	⑱ 家計改善支援事業の利用を希望しない相談者への支援	家計改善支援事業の利用を希望しない相談者への支援を効果的に進められている	<p>A: 家計状況を語りたがらない相談者に根気よく支援を継続し、2回目プラン以降に家計改善支援事業の追加ができたことが多い</p> <p>B: 家計状況を語りたがらない相談者に根気よく支援を継続したものの、2回目プラン以降に家計改善支援事業の追加はできなくても、自立相談支援事業の中で家計支援をできている</p> <p>C: 家計状況を語りたがらない相談者には家計改善支援事業の利用を1度勧めただけで、終わらせる</p> <p>D: 家計状況を語りたがらない相談者には家計支援をあきらめる</p>	B	<p>・家計改善支援事業を利用せずに、自立相談支援事業の中で支援した内容 (1回目、2回目以降プランを問わず) 「家計表・キャッシュフローの作成、弁護士相談への同行支援、市役所担当部署(税金、国保年金課など)への同行支援、年金申請手続き、事業運営費の補助金活用、コロナ特例貸付や自立支援金の案内 など」</p>	<p>コロナ禍における時限的な救済制度の利用希望する方が多く、相談員全体で情報提供やサポートを実施した。中には、具体的な給付や貸付が利用できれば問題ない、と個別相談を希望しない方も非常に多かった。今後は、救済制度が減っていく中、個別相談を希望する方が増える可能性もある。前項同様、限られた人員でどう対応していくかを検討していきたい。</p>	
その他	⑲ 長期化した新型コロナウイルス流行による生活困窮者自立支援事業各事業への影響について、又は令和2年度と比較しての変化について等、特徴的なケースをいくつかご紹介ください		<p>(生活クラブによる自由記述)</p> <p>・【住居確保給付金】コロナウィルスの影響によって制度が大きく変わった。制度変更の一つに再々延長(最大12か月の受給)がある。再々延長を希望する際、就業機会の減少で受給している方は求職活動を行う義務が発生するが、上半期は求職活動(転職)が条件なら再々延長はしないと9か月で満了する方が多くいた。下半期に入ると状況が少しずつ変わった。特に自営業やフリーランスの方は上半期までじっと機会が回復することを待っていたが、それでは生活ができないと今の仕事を諦め、求職活動を開始する方がいた。下半期に入ると、再々延長に関係なく、求職活動を開始する方が増えてきた。</p> <p>・令和2年度に総合支援資金貸付などを利用して生計維持してきたが、貸付期間が終了してしまった。新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金も終了し、該当する制度がないまま就職が決まらず、生活保護を受けることになった方が増えた。</p> <p>・就労準備支援事業に参加しているが、グループワークやボランティアの開催頻度がコロナの影響で減少したことで、就職するのに時間がかかってしまった方がいた。</p>				
/16点							

総計

/64点

評価者氏名